

広島県告示第千三十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、平成十八年広島県告示第七百二十二号で指定した急傾斜地崩壊危険区域の宮原八丁目一〇地区に係る指定区域を次のとおり変更する。

平成十九年十月十八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宮原八丁目一〇地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成三年七月二十五日広島県告示第九百三号で指定した土地に沿つて結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。ただし、標柱六号及び七号は同告示で指定した土地に存する標柱三号及び二号と同一とする。

郡市	町	地番	標柱番号
呉市	宮原八丁目	一一八番一地先市道敷	標柱一号
		一二八番一	標柱二号
		一三一番六	標柱三号
		一三一番五地先河川敷	標柱四号
		一三一番五	標柱五号
		一三〇番二地先市道敷	標柱六号
		一三〇番一地先市道敷	標柱七号